○北海道開発局告示第百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十二月十日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人北海道建築指導センター

三(1)　住所の変更

変更前	北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地
変更後	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月二十四日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地
変更後	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月二十四日

○沖縄総合事務局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	
糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二から同市字真栄里辻原九二〇番一まで	前	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
	後	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
南城市玉城字志堅原地井気原六八六番一から同市玉城字富里神田原六八六番一まで	前	BA	二三・〇〇～二三・〇〇～	三八・〇〇メートル	〇・一二五キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一六・〇〇～	六五・〇〇メートル	一・九四二キロメートル	
南城市玉城字富里神田原六八六番一から同市玉城字中山伊底原二九七番まで	前	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	

○沖縄総合事務局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	
糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二から同市字真栄里辻原九二〇番一まで	前	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
	後	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
南城市玉城字志堅原地井気原六八六番一から同市玉城字富里神田原六八六番一まで	前	BA	二三・〇〇～二三・〇〇～	三八・〇〇メートル	〇・一二五キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一六・〇〇～	六五・〇〇メートル	一・九四二キロメートル	
南城市玉城字富里神田原六八六番一から同市玉城字中山伊底原二九七番まで	前	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	

○北海道開発局告示第百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十二月十日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号

北海道開発局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人北海道建築指導センター

三(1)　住所の変更

変更前	北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地
変更後	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月二十四日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	北海道札幌市中央区北四条西五丁目一番地
変更後	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地

(2)　変更年月日

平成二十二年十一月二十四日

○沖縄総合事務局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～二六・三〇～一〇四・五〇〇	五六・〇〇メートル	六・六二九キロメートル	
糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二から同市字真栄里辻原九二〇番一まで	前	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
	後	BA	二六・四〇～二六・四〇～	五七・〇〇メートル	〇・六四〇キロメートル	
南城市玉城字志堅原地井気原六八六番一から同市玉城字富里神田原六八六番一まで	前	BA	二三・〇〇～二三・〇〇～	三八・〇〇メートル	〇・一二五キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一六・〇〇～	六五・〇〇メートル	一・九四二キロメートル	
南城市玉城字富里神田原六八六番一から同市玉城字中山伊底原二九七番まで	前	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	
	後	BA	一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇メートル	一・四三八キロメートル	
南城市佐敷字新里運座原六〇五番三から同市佐敷字新里運座原五二七番まで	前	BA	一三・三〇～一四・一〇～	一七・九〇メートル	三七・五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一三・三〇～一四・一〇～	一七・九〇メートル	三七・五〇キロメートル	
南城市佐敷字新里運座原五五二番から同市佐敷字津波古垣元原五四八番まで	前	BA	九・九五～一一・六〇～	二九・四〇メートル	三七・四〇キロメートル	
	後	BA	九・九五～一一・六〇～	二九・四〇メートル	三七・四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	南城市玉城字志堅原地井気原六八六番一から同市玉城字富里神田原六八六番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所
〃	南城市玉城字富里神田原六八六番一から同市玉城字中山与座屋原九六三番一まで	〃
〃	南城市玉城字富里神田原六八八番一から同市玉城字富里神田原六八三番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年十二月十二日

○岡山県公安委員会告示第百九十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年十二月十日

岡山県公安委員会委員長　正野　隆士

一　名称　三代目浅野組

二　主たる事務所の所在地　岡山県笠岡市笠岡六百十五番地十一

三　代表する者に代わるべき者の氏名　森田文靖

四　代表する者に代わるべき者の住所　岡山県笠岡市大井南三十番地六

五　指定番号　七二一〇―一（平成十九年十二月十二日岡山県公安委員会告示第百九十五号により公示した指定番号七二〇七―一）

○香川県公安委員会告示第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年十二月十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年十二月十日

香川県公安委員会委員長　田岡　敬造

一　名称　二代目親和会

二　主たる事務所の所在地　香川県高松市塩上町二丁目十四番四号

三　代表する者の氏名　吉良博文

四　代表する者の住所　香川県高松市西ハゼ町七十四番地一

五　指定番号　八一一〇―一（平成十九年十二月十二日香川県公安委員会告示第十号により公示した指定番号八一〇七―一）

○福岡県公安委員会告示第三百四十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十二年十二月十四日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十二年十二月十日

福岡県公安委員会委員長　西村　韶道

一　名称　道仁会

二　主たる事務所の所在地　福岡県久留米市京町二百四十七番地六

三　代表する者の氏名　小林哲治

四　代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

五　指定番号　九〇一〇―二（平成十九年十二月十二日福岡県公安委員会告示第四百三十八号により公示した指定番号九〇〇七―二）